

社会教育関係の施設利用について

令和2年10月1日～10月31日

	区分	利用者数の制限	利用上注意
いぶき会館	1階閲覧室	8名以下	①利用者は、原則村内在住の方に限る。但し、村外利用者を予定している場合は事前に教育委員会の承認を受けること。 ②新型コロナウイルス感染防止対策を必ず実施すること。 ③各施設とも利用者記録簿を提出すること。 ④利用時間は、可能な限り短時間とし、最長でも3時間を超えないこと。 ⑤利用中の飲食は行わないこと。但し、水分補給は可とする。 ⑥利用者同士が密集しないこと。 ⑦近距離で会話や発声を行わないこと。
	1階和室	6名以下	
	2階会議室	8名以下	
	2階和室	9名以下	
	2階調理室	10名以下	
	3階会議室	8名以下	
	3階多目的ホール	25名以下	
スポーツ施設	村民野球場	制限無し	⑧平熱より体温が高い方や、咳やくしゃみなど風邪の症状がある方は利用しないこと。 ⑨利用中に体調不良者が出た場合は、ただちに利用を中止すること。 ⑩室内施設については、十分な換気を行うこと。 ⑪11月の利用については、10月末に村HPに掲載します。
	運動公園	制限無し	
	東西広場	制限無し	
	東西屋内GB場	3チーム、20名以下	
	弓道場	制限無し	
	村民体育館	40名以下	
学校施設	中学校校庭	制限無し	(連絡先) 高山村教育委員会事務局 TEL 0279-63-3046 FAX 0279-63-3750
	中学校武道館	30名以下	
	小学校校庭	制限無し	
	小学校体育館	30名以下	